

令和6年度決算に基づく財政の健全化判断比率について

目黒区の健全化判断比率

健全化判断比率 (%)			説明
実質赤字比率	6 年度	—	「一般会計等の実質的な赤字」が、「標準財政規模（区の平均的な年間収入のうち、区税など使い道が制約されない収入）」に対してどの程度となっているかを確認する指標です。目黒区は黒字のため、表示上は「—」となり指標が健全段階であることを示しています。
	5 年度	—	「実質赤字比率」の範囲を国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計まで広げて算定したものです。目黒区は全ての会計単位の収支が黒字のため、表示上は「—」となり、健全段階であることを示しています。
実質公債費比率	6 年度	△3.3	「借入金の実質的な年間返済額」が、「標準財政規模」に対してどの程度の割合となっているかを確認する指標です。（3ヵ年の平均値を算定結果とすることとなっており、今回は令和4～令和6年度を算定基礎としています。） 算定する上では、区が負担を約束している障害者入所施設の建設費補助や、特別区が共同設置している一部事務組合などの行った借入金返済に対する目黒区の負担も「借入金の返済額」として扱っています。
	5 年度	△3.8	算定数値は、早期健全化基準の25%を大きく下回っており、健全段階にあることを示しています。
将来負担比率	6 年度	—	借入金の残高、将来的に区が支払い負担を約束している経費、職員の退職手当の負担見込額などの「将来的に区が支払うべき負担見込額」が、「標準財政規模」に対してどの程度の負担割合となっているかを確認する指標です。実算定数値がマイナスとなったため、表示上は「—」となり指標が健全段階であることを示しています。
	5 年度	—	

◆上記4つの指標のいずれかが**早期健全化基準**（※1）以上に該当すると
財政健全化計画の策定（議会の議決が必要）を行うなど自主的な改善努力による財政
健全化を目指します。

○早期健全化基準（※1）

4つの各健全化判断比率について、自治体の年間収入に応じて決められています。

特別区では次のような基準が定められています。

実質赤字比率 ⇒ 11.25%以上

連結実質赤字比率 ⇒ 16.25%以上

実質公債費比率 ⇒ 25.0%以上

将来負担比率 ⇒ 350.0%以上

◆上記4つの指標のうち将来負担比率を除くいずれかが**財政再生基準**（※2）以上に該当すると財政再生計画の策定（議会の議決が必要）を行うほか、国等の関与による確実な再生を目指します。

○財政再生基準（※2）

早期健全化基準同様、自治体の年間収入に応じて決められています。

特別区では次のような基準が定められています。

実質赤字比率 ⇒ 20.00%以上

連結実質赤字比率 ⇒ 30.00%以上

実質公債費比率 ⇒ 35.0%以上

目黒区の健全化判断比率イメージ図

目黒区数値★

